

## 用途地域の指定のない区域内（市街化調整区域）の建築物の形態規制について

---

用途地域の指定のない区域(古河市においては市街化調整区域)内においては、特定行政庁が建築物の形態規制を土地利用等の状況に応じて定めることとなっています。

古河市では、建築基準法（以下「法」という）の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の高さに係る限度を次のように定めています。

指定内容	容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線
用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域)	200%	60%	勾配 1.5	20m+勾配 1.25

1. **容積率**（法第 52 条第 1 項第 8 号の規定により定める数値）  
200%（10 分の 20）
2. **建ぺい率**（法第 53 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値）  
60%（10 分の 6）
3. **道路斜線制限**（法第 56 条第 1 項第 1 号に規定する別表第 3 の 5（に）欄の規定により定める数値）  
勾配 1.5
4. **隣地斜線制限**  
勾配 1.25（立ち上がりは 20m）

古河市役所 建築指導課

※古河市は法第 4 条第 2 項に基づき「特定行政庁」になります

---